

## 産業廃棄物処分業許可証

住所 広島県廿日市市宮内一丁目3番7号  
氏名 株式会社 サヤミット  
代表取締役 八尾 康秀

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

広島県知事 湯崎 英彦



許可の年月日 平成30年8月22日  
許可の有効年月日 令和5年8月21日

## 1. 事業の範囲

事業の区分

中間処理(圧縮)

産業廃棄物の種類

【圧縮】廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず(これらのうち廃プリント配線板、廃ブラウン管、鉛製の管又は板及び廃容器包装を含み、鉛蓄電池の電極、廃石膏ボード、自動車等破砕物、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)以下余白

## 2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 圧縮施設 広島県廿日市市宮内一丁目3番7号 平成26年10月26日設置  
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず 12.32t/日

## (2) 保管施設

ア 広島県廿日市市宮内一丁目3番7号 19.95㎡ 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず 12.25m<sup>3</sup> 1.0m

イ 広島県廿日市市宮内一丁目3番7号 19.95㎡ 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず 12.25m<sup>3</sup> 1.0m

## 3. 許可の条件

## 4. 許可の更新又は変更の状況

平成30年9月5日 更新許可

平成31年2月28日 氏名の変更

令和2年1月9日 氏名の変更

## 5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 無